

中期目標の基本的な考え方

- 医療環境が大きく変化していく中でも、将来にわたり行政的医療等を安定的・継続的に提供
- 東京都地域医療構想の実現に向け、地域医療機関との役割分担の下、地域医療の充実に貢献
- 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、未知の感染症をはじめ先々の新たな医療課題に対しても率先して取り組み、柔軟かつ迅速に対応

第1 中期目標の期間

令和4年7月1日から令和9年3月31日まで（予定）

第2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

(1) 行政的医療の安定的かつ継続的な提供

- ア 法令等に基づき、対応が求められる医療
- イ 社会的要請から、特に対策を講じなければならない医療
 - (ア) 一般の医療機関での対応が困難な医療
 - (イ) 都民ニーズが高く、高度な医療水準とそれを支える総合診療基盤により対応する医療
- ウ 新たな医療課題に対して、先導的に取り組む必要がある医療

(2) 各医療の提供

ア がん医療	・一般医療機関では対応が難しい高度で専門的ながん医療を提供
イ 精神疾患医療	・一般医療機関では対応が難しい専門性の高い精神疾患医療を提供
ウ 救急医療	・いつでも、だれでも、症状に応じた総合的な救急医療を提供
エ 災害医療	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院等として都や地域医療機関等と連携して災害医療を提供 ・平時から関係機関等と連携して地域の災害対応力を向上
オ 島しょ医療	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょからの患者受入体制を確保し島しょ医療を提供 ・島しょにおける医療等の充実に向けた取組を推進
カ 周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> ・一般医療機関では対応が難しい高度で専門的な周産期医療を提供 ・妊娠婦等への相談支援やNICU等入院児の在宅移行への支援を推進
キ 小児医療	・一般医療機関では対応が難しい高度で専門的な小児医療を提供
ク 感染症医療	<ul style="list-style-type: none"> ・都や地域医療機関と連携しながら感染症医療を提供 ・専門人材の確保・育成に取り組み、感染症対応力を強化 ・平時から都や保健所等と連携して地域の感染症対応力を強化
ケ 難病医療	<ul style="list-style-type: none"> ・一般医療機関では対応が難しい高度で専門的な難病医療を提供 ・地域における難病医療の質の向上に貢献
コ 障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な障害者医療を提供 ・地域における障害者医療の質の向上に貢献
サ 総合診療の提供	・多様な症候に一層対応できるよう、総合診療科を充実するとともに、地域医療機関等と連携し全人的な医療を提供する総合診療医を確保・育成
シ その他の行政的医療等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・難治性のアレルギー疾患医療などの行政的医療を提供 ・新たな医療課題や地域の医療課題に対応

2 災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応

- ・保有する医療資源を最大限活用しながら、法人自らが適切に対応
- ・都の方針の下、率先して対応

(1) 災害医療における緊急事態への対応

- ・都や地域医療機関等と連携しながら、災害医療提供体制を強化
- ・重症者等を率先して受け入れるなど、状況に応じて求められる災害医療を確実に提供

(2) 感染症医療における緊急事態への対応

- ・都や関係機関と連携しながら、感染症医療提供体制を強化
- ・感染症患者を率先して受け入れるなど、求められる感染症医療を確実に提供
- ・都や保健所等と連携のうえ、地域の施設等に対して感染拡大防止等の支援を実施

3 地域医療の充実への貢献

(1) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

- ・地域医療の充実への貢献を通じて地域包括ケアシステムの構築を支援
- ・地域の医療機関との役割分担の下、各病院の特性を活かした病病連携等を推進
- ・地域に不足する医療に対応し、地域医療の充実に取り組む
- ・地域の医療水準向上を支援し地域で療養生活を継続することができる環境整備に貢献

(2) 健康増進・疾病予防に向けた普及啓発

- ・都民の健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発を推進

4 安全で安心できる質の高い医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進

- ・患者の立場に立った医療サービスの向上に取り組み、質の高い患者中心の医療を推進
- ・患者サービスの充実に努め、誰もが利用しやすい環境を確保
- ・病院等の役割、医療の特色など、患者や地域が必要とする情報を発信

(2) 安全で質の高い医療の提供

- ・医療安全管理体制を確保し、安全・安心で質の高い医療を提供

5 臨床研究・治験の推進

- ・診療データの集積・活用など、臨床研究・治験を推進し、医療の質の向上等に寄与

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的・効果的な法人運営体制の構築

- ・効率的・効果的な病院運営を実現する法人運営体制を構築

2 人材の確保・育成

- ・質の高い医療の安定的・継続的な提供に必要な人材を確保・育成
- ・病院経営を支える事務職を確保・育成
- ・継続的に業務改善に取り組む組織風土を醸成

3 効率的・効果的な業務運営

- (1) 働きやすい勤務環境の整備
 - ・職員の能力を最大限発揮でき、前向きに職務に取り組める環境を整備
 - ・ライフ・ワーク・バランス、働き方改革を推進
- (2) 弾力的な予算執行
 - ・弾力的な予算執行により、医療ニーズに迅速・柔軟に対応

第4 財務内容の改善に関する事項

1 財務内容の改善

(1) 収入の確保

- ・診療報酬改定への速やかな対応等により収入を確保

(2) 適切な支出の徹底

- ・診療データの分析やコスト管理などにより適切な支出を徹底

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 病院運営におけるDXの推進

- ・病院運営におけるDXの推進によりQOSを一層向上

2 施設・設備の整備

- ・老朽化の状況等を踏まえた計画的かつ効率的な施設整備等を推進

3 適正な業務運営の確立

(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底

- ・法令等に基づき、個人情報保護とサイバーセキュリティ対策を徹底

(2) コンプライアンスの推進

- ・公的医療機関の一員として行動規範と倫理を遵守し行動する風土を醸成

4 外部からの意見聴取

- ・外部の専門家による助言・提言等を得る仕組みを構築